

人事・労務を見つめる・・・



Nozomi-Planning レポート



平成23年7月号 Vol.55



撮影地 スロバキアの首都ブラチスラヴァ 「足元注意」 撮影者 笹川 元

今月のTOPICS

【人事・労務】

- ・個人事業主と「労働組合法における労働者」
- ・雇用保険法が改正されました！

【医療・介護】

- ・患者志向で決まる集患力

【その他】

- ・個別労働紛争に係る相談は「過去最高」だった昨年と同水準！
 - ・春・夏・冬のはなし Vol.7
 - ・今月の書籍紹介
 - 「働かないアリに意義がある」
 - ・7月の税務と労務の手続き
- [提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する社会保険労務士を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。また、他士業（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等）との幅広いネットワークでトータルのバックアップします。

【発行元】 合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-9F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】 合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-9F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145
理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」
<http://www.nozomiplanning.com/>

◆ 人 事 労 務 ◆

<個人事業主と

「労働組合法における労働者」>

◆相次いで出された判決

先日、「労働組合法における労働者」に該当するか否かをめぐる注目すべき判決が相次いで出されましたので、以下にご紹介します。



◆業務委託契約・出演契約の性質

1つは、「住宅設備のメンテナンス会社と業務委託契約を結ぶ個人事業主」に関するもの、もう1つは「劇場側と出演契約を結ぶ音楽家」に関するものですが、最高裁判所は、個人として働く人の権利を重視して、いずれについても「労働者に該当する」との判断を示しました。

いずれの訴訟でも、一審・二審では、「労働組合法における労働者」とは認められていませんでした。

◆「労働組合法における労働者」とは？

一般に、「労働組合法における労働者」とは、賃金・給料等の収入を得て生活する人のことを言います。(労働基準法、労災法は「事業に使用される者で賃金を支払われる者」)

そして、「労働組合法における労働者」であると認められれば、憲法で保障する「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」の3つの権利が認めら

れ、非常に大きな意味を持ちます。

例えば、「団体交渉権」が認められれば、労働組合が使用者と交渉することができ、使用者が正当な理由なく労働組合代表者との交渉を拒んだときには、いわゆる「不当労働行為」に該当することとされてしまいます。

◆今後、企業が注意すべき点は？

企業が経費削減等の理由から外注化を進めていることにより、個人事業主が増えている状況において、今回の判決が、上記のような個人事業主と音楽家を「労働組合法における労働者」に該当すると認めたことには、大きな意味を持ちます。

もちろん、裁判となった事件にはそれぞれ異なる背景・経緯がありますが、今後、同様の働き方をしている人、会社と業務委託契約を結んで働いている技術者やドライバーなどが「労働組合法における労働者」と認められる可能性はあると言えます。

今後、企業においては、業務委託契約を結ぶ等する際には、上記の裁判例を参考に、慎重を期する必要があると言えるでしょう。



＜雇用保険法が改正されました！＞

「最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の施策を講ずる必要がある」という理由から、雇用保険法及び労働保険料徴収法が改正されることになりました。



◇雇用保険法の改正◇ 今年8月から施行

1. 賃金日額の引き上げ

失業者に対する基本手当の算定基礎となる「賃金日額」について、法定の下限額及び上限額を引き上げ。

賃金日額の下限額 現行：2,000円

→ 改正後：2,320円（320円の引き上げ）

2. 安定した再就職へのインセンティブ強化

①早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率を引き上げ。

○基本手当の所定給付日数を3分の1以上残して再就職した場合

改正前：給付率30%（暫定措置で40%）

→ 改正後：給付率50%

○基本手当の所定給付日数を3分の2以上残して再就職した場合

改正前：給付率30%（暫定措置で50%）

→ 改正後：給付率60%

確認

再就職手当の額＝基本手当日額×{所定給付日数の残日数×給付率(50%or60%)}

②就職困難者（障害者等）が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率を引き上げ（従来の暫定措置による率を恒久化）。

改正前：給付率30%（暫定措置で40%）

→ 改正後：給付率40%

確認

常用就職支度手当の額〔原則〕＝基本手当日額×{90×給付率(40%)}

◇労働保険料徴収法の改正◇

来年4月から施行

法定の雇用保険率を引き下げることとする（失業等給付分の率を1,000分の2引き下げ）。

○一般の事業の雇用保険率について

改正前：法定の雇用保険率(1,000分の19.5〔失業等給付分1,000分の16〕)

注. 平成23年度の雇用保険率は、弾力的変更の規定により、1,000分の15.5〔失業等給付分1,000分の12〕とされている。

改正後：法定の雇用保険率(1,000分の17.5〔失業等給付分1,000分の14〕)

注. 改正後は、弾力的変更の規定により、失業等給付分については、1,000分の10まで引き下げ可能。



◆ 医療・介護 ◆

＜患者志向で決まる集患力＞

患者の権利意識の高まりや、インターネット等を通じた情報入手の容易性から、受診するクリニックを選択する要素は、優れた診療機能や高い専門技術だけではなく、「どんな医療サービスを受けられるのか」「どの点が評判になっているのか」といった他院との比較によって判断される内容が重視されるようになっていきます。例えば、医療機関の口コミサイトを見てみると、「思いやりのある優しい医師」や「施設・設備が快適」などの直接診療能力に関わらない点での評価が高い注目を集めているという事実があります。



近年、他院との差別化ポイントとして多く挙げられているのは、①専門特化、②介護サービス進出、③在宅分野の重視、等のテーマです。一方、これらのなかには、院長一人で実現することが難しい取り組みや大きな資本・時間の投下が必要なケースもあり、重要性は感じていても、なかなか踏み出せないクリニックもあるでしょう。

しかし次のように、ソフト面を中心とした特徴を打ち出すことで、患者満足度の向上に効果を得ることが可能です。

（１）利便性の向上 ～診療圏と対象患者を絞る

会社帰りに受診する患者が多い場合、診療時間のニーズにフレキシブルに対応することが重要です。夜間診療や多彩な予約診療方法などのほか、比較的症状が軽いなど、短時間で診療を終わらせたい患者へのサービス方法も工夫します。



（２）アメニティの重視

～口コミを生む女性をターゲットに

口コミサイトでは、女性からの書き込みが非常に多くなっています。更に女性は、受診の際に快適な環境を求める傾向が強いため、これらを意識したアメニティの充実が重要だといえます。



（３）情報発信ツールの活用

～クリニックの特徴は積極的に伝えていく

既に自院でサイトを開設しているクリニックも多くなっていますが、通院中の患者だけでなく、受診を検討している潜在的患者に対しても、自院の診療理念や方針を伝えることは、全ての患者にメッセージを伝えるために現代では不可欠な広報活動なのです。



◆ その他 ◆

＜個別労働紛争に係る相談は

「過去最高」だった昨年と同水準！＞

厚生労働省から、平成22年度の個別労働紛争解決制度の施行状況が公表されました。

■平成22年度の相談、助言・指導、あっせん件数

総合労働相談件数	113万234件
民事上の個別労働紛争相談件数	24万6,907件
助言・指導申出件数	7,692件
あっせん申請受理件数	6,390件

■平成22年度の状況のポイント

- ◆総合労働相談、民事上の個別労働紛争に係る相談、助言・指導申出受付件数は、**過去最高を記録した平成21年度と同水準**で高止まりしています。
- ◆あっせん申請受理件数は減少しました。
- ◆「いじめ・嫌がらせ」、「その他の労働条件(自己都合退職など)」といった相談が増加する一方、「解雇」に関する相談が大幅に減少しました。紛争内容は多様化しています。
- ◆相談、助言・指導、あっせんの利用者は主に労働者ですが、**正社員の割合が減少し、パート・アルバイト、期間契約社員といった非正規労働者の割合が増加**しました。
- ◆助言・指導は1カ月以内に97.6%、あっせんは2カ月以内に93.6%が処理終了しています。「簡易・迅速・無料」という制度の特徴を活かした運用がなされているといえます。

■あっせんとは例えばどんなもの？

メンタルヘルス・解雇についての事案

(厚生労働省発表の典型的事案)



事案の概要	申請人は10年以上、正社員として勤務していたが、仕事によるストレス性急性障害で入院した。その約1ヶ月後に復職したが、営業に異動させられ、さらに、「営業は正社員ではないから、社会保険も今月で終わりだ。」と突然言われた。これは明らかにリストラ扱いだと思う。正社員としての地位保全を求めたいが、不可能であれば補償金〇〇万円を求めたい。
あっせんのポイント・結果	あっせん委員が双方の話の主張をまとめ、当事者間の調整を図ったところ、〇〇万円を支払うことで合意が成立した。

労働契約や就業規則の内容に不備や矛盾があると紛争の火種となります。「未払い残業」や「労働条件の変更」など、不安な点があれば争いになる前に「事前対応」しておくことが大切です。どうぞお気軽にご相談ください。





八崎さんの

春・夏・冬のほなし



3つの宿題

<現在の父親は気楽で、自分が家の代表であることを忘れてしまった父親もあるようです>。
父の日の朝刊で編集手帳子が育児評論の大家である松田道雄氏の著書の一節を引用し、今のお父さん方は家長としての心構えを謙虚に聴いて欲しいとアドバイスしておられます。この「父親」を「首相」に、「家」を「国」に置き換えてみると…。

この短文の転・結はほぼ私の予想通りで、「頼れる家長に代わって欲しいところだが…気の重い6月の第3日曜日である」と締めくくられています。

久しく聞くこともなかった家長ということばにふれた時、私は薬師寺館長 高田好胤氏の講話を思い出しました。もう30年以上も前の、少しセピア色になった記憶ですが、どうぞこんな情景を頭の中に描いてみてください。夕食後の母と子の会話です。

<今日の宿題はもうできたの？>

<むつかしいから解からへん。それに3つも問題があつて…。お母さん教えて>

1問目、2問目まで教えていたお母さんが3問目で鉛筆を置いてしまいました。

<この3問目はちょっとむつかしいからお父さんに教えてもらいましょ>

<お父さんなんか、いつもお酒を飲んで帰るのも遅いし、宿題はできないやろ…>

<今夜は遅いからもう寝なさい。お母さんが聞いておくから…> そして翌朝。

<お母さん、宿題どうやった？><あゝ、お父さんに教えてもらったよ>

子供は宿題を入れたランドセルを背負って元気に登校していきました。

実は、お母さんは何もお父さんに聞いていなかったのです。子供の目には、あまり家長らしく思われていないお父さんのために、いわばお父さんの株を上げるために、お母さんが気くぼりをしたのです。いざという時、やっぱりお父さんは頼りになる家長なんだということを、子供にそれとなく教えておこうというお母さんの知恵だったのです。

気くぼりとか、心遣いといえ、私は娘の高校入学式での校長先生の講話も忘れられません。その高校では、卒業近くになると生徒たちにテーブルマナーを教え経験させるために一流ホテルのレストランに連れて行くという授業があります。ある時、1人の生徒が前にあったフィンガボールの水を飲んだのです。すぐ隣に座っているあなたは、それを見てどうしますか？

「小さな声で、それは飲み水と違うと教えてあげます」「その時は何もいわず、授業が終わってから教えてあげる」…

それぞれの生徒が、自分なりに心遣いをしています。それは大切なことですが、「私も一緒に飲みます」というような心を持った日本女性に育てるのが、私達の教育理念です…と。

はずかしい気持を半分背負ってあげるといふやさしさ、元NHKアナ・鈴木健二氏の「気くぼりのすゝめ」がミリオンセラーになる国、大震災で示された数々の心遣い、日本はそれが世界中で一番似合う国なのです。

筆者紹介: 八崎輝義

日本チバガイギー(株)(現ノバルティスファーマ)にてマーケティング・営業所長、教育研修課長、取締役人事統括部長、チバサーヴィラン(株)にて社長を歴任。また京都薬科大学常任理事、京薬会会長も務める。現在は NPO 法人 COML 会員。「くすり」に関する講演や執筆などを中心に活動。



今月の書籍紹介 ～ 一押しの一冊をご紹介します ～ 『働かないアリに意義がある』



(著者:長谷川英祐 メディアファクトリー新書 740円)

紀伊国屋書店(梅田)で本を探していたときふと目にとまった本です。皆さん、ご存じのようにアリは、イソップ童話の「アリとキリギリス」で働きものとして紹介されています。しかし、書籍の帯には「7割は休んで、1割は一生働かない」とあります。えっ!と思いました。

本書は大きく8つの章に分けられており、アリやミツバチが種の存続のための行動が紹介されています。その中で私が特に印象に残った箇所を紹介いたします。

それは、第2章の「働かないアリはなぜ存在するのか?」です。働かないアリの存在意義が紹介されているところです。人間のきれい好きな人とそうでない人の個性を例に、反応閾値^{いきち}の違いを紹介しています。アリの仕事に対する反応閾値が異なる為人間には「働かないアリ」がいると見えます。仕事を効率的に処理する為、人間社会では上司がその職にあたります。アリの世界では、この反応閾値の違いが、必要なときに必要な量のワーカーを動員することが可能になります。目の前にある、自分の反応閾値より大きな刺激値を出す仕事だけを処理していれば、コロニー(巣)が必要とする全部の仕事処理が自動的に進んでいきます。凄い自律性を持った集まりです。コロニー全体では、司令塔がいるかのように複雑で高度な処理が可能になっています。ここで特徴的なことは、通常は、性能のよい・仕事の出来る規格品の個体だけで成り立つコロニーが、効率よく仕事をするように思います。しかし野球でも、4番バッターを9人そろえたチームは強くありません。それぞれチームとして異なる役割を持ちそれを遂行できるチームが強いと言われます。アリの世界も同じです。社会の変化に対しては、様々な状況に対応可能な一種の「余力」が必要です。その余力として存在するものが、反応閾値の異なる「働かない働きアリ」です。働かないアリも働く意欲は持っており、状況が変われば立派に働くことができます。

「おわりに」に、「生物は基本的に無駄をなくし、機能的になるように自然選択を受け入れていますから、無駄を愛することこそが人間らしいといえるのではないのでしょうか。回り道であっても、いつまでも無駄を愛し続けてほしい。短期的な効率のみを追求するようでは世界にはなっていないと思います。ちっぽけなムシが示しているように、短期的な効率のみを追求する世界は、無味乾燥で、生きる意味に乏しいと思います。」とあります。種の存続についての驚きと同時に、世界経済がグローバル化する中、効率化ばかりを求める昨今の世の中でほっとするものを感じる1冊でした。

(執筆 : 坪内 直樹)



＜7月の税務と労務の手続[提出・納付先]＞

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付
＜1月～6月分＞[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞
[労働基準監督署]

11日

- 労働保険の概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書の提出期限
[都道府県労働局または労働基準監督署]
＜6月1日～7月11日＞
- 健保・厚年被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
＜7月1日～11日＞[年金事務所または健保組合]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請
＜6月30日の現況＞の提出[税務署]
- 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付
＜第1期分＞[郵便局または銀行]
- 固定資産税＜都市計画税＞の納付＜第2期分＞
[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出
＜休業4日未満、4月～6月分＞[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

～ちょっとブレイク～



この街を訪れた時は、天気も良く気持ちのいい旅行日でした。しかしなにか街の雰囲気かほかの都市と違うのです。宿をとった一流と言われるホテルも何となく陰鬱な気配、窓の外は今にも落ちそうな形だけのベランダ、部屋の扉は入り口と寝室とは別の二重です。チエコとスロバキアが分かれ、自由社会になる前の面影・歴史を感じる旅の一日でした。それでも街にはこのようなユーモアたっぷりのモニュメントがあるなど、人々の生活の明るさも感じる事ができました。
撮影者 笹川 元

当事務所より一言

盛夏の候 皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。何と！6/28 九州南部が梅雨明けとなりました。昨年より22日も早いとのこと！近畿～関東も当レポートをお届けできるころは梅雨明けかもしれませんね。いよいよビールの美味しい季節です。エネルギーな夏向かってもうひと頑張り！

さて、東日本大震災より早 4 ヶ月が過ぎようとしています。東北では復興に向け日々多大なる苦勞をされています。そんな中、6月下旬に岩手県平泉町の中尊寺や毛越寺が世界遺産に登録されました。久々に日本中が元気になる明るい話題です！

東北地方の歴史上の人物といえば、伊達正宗、上杉鷹山等を思い浮かべます。さらに歴史を遡り約 1000 年前には、未開の地といわれた東北地方(平泉)に日本第2の都市がありました。奥州藤原氏がこの地方に都市を築き、治めていました。貢馬・献金により朝廷との良好な関係を構築し、三代目秀衡の時代には陸奥守、鎮守府將軍の官職を得て、名実ともに奥州を支配する存在となっていました。東北地方という遠方の地の利を生かし、奥州藤原氏は強大な武力と政治的中立を背景に源平合戦の最中も平穩の中で独自の政権と「文化」を確立する事が出来ました。とりわけ中尊寺や毛越寺は東北地方にある素晴らしい文化遺産です。

世界遺産登録までの道のりは厳しいものがありました。08年に世界遺産への登録を見送られたにも関わらず、再度のチャレンジで見事登録を勝ち取りました。世界遺産登録のニュースは震災で大きな被害を受けた東北地方の早期復旧、復興に対して大きな起爆剤になります。復興に向けた平泉からの決意「東北復興平泉宣言」に喝采を送りたいですね。

今月も手軽に最新情報をお読みいただける「のぞみプランニングレポート」をお届けします。

一日の仕事前に、またちょっと一息・・・といった時にご覧になってください。

当事務所は、事業主の皆様への労務管理・人事管理のお役に立てるよう日々、東へ西へと奔走しております。

「誠実・迅速・熱意」をモットーに、お声がかかればどこにでも飛んでいきます。「労働トラブル相談」「就業規則作成」「人事制度の策定」「社会保険・給与計算」等、お気軽にご相談ください。

今月ものぞみプランニングレポートをお届けできることを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

by 執筆者一同

